

## ミャンマーで省エネ法制定に向けたワークショップを実施しました。

### 【事業概要】

一般財団法人省エネルギーセンターは、経済産業省の委託（国際エネルギー使用合理化等対策事業・省エネルギー人材育成事業）を受けて、2016年12月20日～2016年12月21日の2日間、ネピドーの工業省にて省エネルギー法制定に向けた第2回目のワークショップを実施しました。



省エネルギーセンターでは、省エネルギー法制定に向け準備中のミャンマーの工業省に対して、継続して支援を行っています。

今回は、8月の第1次派遣後の進捗フォローと新たに組込む事になった運輸部門の情報提供及び現地より要請のあった産業・ビル部門の成功事例紹介を実施しました。

8月以降の進捗として、指定事業者選定・エネルギー管理士制度・S&L制度についての構想は纏っている事が確認されました。工業省としては、その構想に従い、実施に当たり関係する省庁・団体18団体と詳細内容を検討するためのWorking Committee(W/C)を設立しました。

今回のワークショップ参加者は、このW/Cメンバーであり、部門ごとに今後必要となる法令措置項目の討議を実施しましたが、これが最初の全体会合であったので、実質W/Cのキックオフ会合となりました。

今後も引続き、支援を実施していきます。